

平成21年 2月24日

各 位



会 社 名 株式会社ベンチャーリパブリック
(コード番号：2177 大証ヘラクレス)
所 在 地 東京都港区西麻布四丁目3番11号
代 表 者 代表取締役社長 柴 田 啓
問 合 せ 先 取締役副社長 柴 田 健 一
(TEL. 03-6419-2901)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月24日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成21年3月26日開催予定の第8回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、いわゆる株券電子化に対応するため、当社定款規定のうち、株券に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第8条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 当社は会社法第2条第6号に定める大会社ではありませんが、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第9条の規定を受け、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、「監査役会」および「会計監査人」の定款規定を追加し、併せて「第5章 監査役」に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年 3月26日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成21年 3月26日（木曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
<p>第4条（機関） 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役</p> <p><u>第8条（株券の発行）</u> 本会社は株式に係る株券を発行する。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第9条（単元未満株主の売渡請求） 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を<u>当</u>会社に請求することができる。</p> <p>第10条（単元未満株主の権利制限） 〔 <記載省略> 〕</p> <p>第11条（自己株式の取得）</p> <p>第12条（株主名簿管理人） 本会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 <u>3. 本会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第4条（機関） 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(削除)</p> <p>第8条（単元未満株主の売渡請求） 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を<u>本</u>会社に請求することができる。</p> <p>第9条（単元未満株主の権利制限） 〔 <記載省略> 〕</p> <p>第10条（自己株式の取得）</p> <p>第11条（株主名簿管理人） 本会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 (削除)</p>

現行	変更案
<p>第13条（株式取扱規則） <u>本公司が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第14条（基準日） 〔 記載省略 〕</p> <p>第17条（招集権者及び議長）</p> <p>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 本公司は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>第19条（議決権の代理行使） 〔 記載省略 〕</p> <p>第31条（取締役会規則）</p> <p>第32条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第33条（取締役の責任免除） 〔 記載省略 〕</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>第34条（監査役の数） 本会社の監査役は、3名以内とする。</p>	<p>第12条（株式取扱規則） 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第13条（基準日） 〔 記載省略 〕</p> <p>第16条（招集権者及び議長）</p> <p>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 本公司は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、<u>株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第18条（議決権の代理行使） 〔 記載省略 〕</p> <p>第30条（取締役会規則）</p> <p>第31条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>本公司から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条（取締役の責任免除） 〔 記載省略 〕</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第33条（監査役の数） 本会社の監査役は、3名以上とする。</p>

現行	変更案
<p>第35条（監査役の選任） 〽 <記載省略></p>	<p>第34条（監査役の選任） 〽 <記載省略></p>
<p>第36条（監査役の任期）</p>	<p>第35条（監査役の任期）</p>
<p>(新設)</p>	<p>第36条（常勤監査役） <u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第37条（監査役会） <u>監査役会は、法令に定める権限を有するほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第38条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第39条（監査役会の決議の方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第40条（監査役会の議事録） <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第41条（監査役会規則） <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
<p>第37条（監査役の報酬等） 〽 <記載省略></p>	<p>第42条（監査役の報酬等） 〽 <記載省略></p>
<p>第38条（監査役の責任免除）</p>	<p>第43条（監査役の責任免除）</p>

現行	変更案
(新設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新設)	<u>第44条 (会計監査人の選任)</u> <u>本会社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	<u>第45条 (会計監査人の任期)</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる。</u>
(新設)	<u>第46条 (会計監査人の報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
<u>第6章 計算</u>	<u>第7章 計算</u>
<u>第39条 (事業年度)</u> <u>↳ <記載省略></u>	<u>第47条 (事業年度)</u> <u>↳ <記載省略></u>
<u>第42条 (期末配当金等の除斥期間)</u>	<u>第50条 (期末配当金等の除斥期間)</u>
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>第1条</u> <u>本会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社においては取り扱わない。</u>
(新設)	<u>第2条</u> <u>本会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
(新設)	<u>第3条</u> <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>